

編集顧問

矢崎義雄 (国際医療福祉大学名誉総長)
松崎益徳 (医療法人聖比留会会長)
島田和幸 (新小山市病院理事長・病院長)
相澤義房 (立川メディカルセンター研究開発部部长)

編集委員

小室一成 (東京大学大学院医学系研究科循環器内科学教授)
代田浩之 (順天堂大学保健医療学部学部長・
順天堂大学大学院医学研究科循環器内科学特任教授)
簡井裕之 (九州大学大学院医学研究科循環器内科学教授)
室原豊明 (名古屋大学大学院医学系研究科循環器内科教授)
山下武志 (心臓血管研究所所長)

編集協力委員 (五十音順)

磯部光章 (日本心臓血圧研究振興会附属榊原記念病院院長)
伊藤 宏 (秋田大学大学院医学系研究科循環器内科学・呼吸器内科学教授)
伊藤 浩 (岡山大学大学院医学系総合研究科循環器内科教授)
伊藤正明 (三重大学大学院医学系研究科循環器・腎臓内科学教授)
井上 博 (富山大学名誉教授)
小川久雄 (国立循環器病研究センター理事長)
奥村 謙 (済生会熊本病院心臓血管センター (循環器内科) 最高技術顧問)
尾崎行男 (藤田保健衛生大学循環器内科教授)
尾辻 豊 (産業医科大学医学部第2内科学教授)
木原康樹 (広島大学大学院医学系総合研究科循環器内科学教授)
木村 剛 (京都大学大学院医学研究科循環器内科教授)
倉林正彦 (群馬大学大学院医学系研究科臓器病態内科学教授)
朔 啓二郎 (福岡大学医学部心臓・血管内科学主任教授)
下川宏明 (東北大学大学院医学系研究科循環器内科学教授)
砂川賢二 (九州大学循環器病未来医療研究センター循環器内科学分野教授)
野出孝一 (佐賀大学医学部循環器内科教授)
檜垣實男 (愛媛大学大学院医学系研究科病態情報内科学教授)
平山篤志 (日本大学医学部内科学系循環器内科学分野主任教授)
湊口信也 (岐阜大学大学院医学系研究科循環呼吸病態学教授)
山岸正和 (金沢大学大学院医薬保健研究域医学系臓器機能制御学・循環器内科教授)
山科 章 (東京医科大学内科学第二講座循環器内科主任教授)

広告問い合わせ

〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町2番30号
(株)メジカルビュー社「Heart View」広告係
Tel. 03(5228)2056
E-mail kikaku@medicalview.co.jp

今後の特集テーマ (予定)

- 12月号 超高齢者循環器診療の術
ー先生のお悩みはなんですか？ー
1月号 抗血小板・抗凝固薬投与の問題は解決した？
2月号 「Physical examination
身体所見を学び、経験を重ね診療に活かす」

年間購読お申し込み・バックナンバーご購入方法

- ・年間購読およびバックナンバーお申し込みの際は、最寄りの
医書店または小社営業部へご注文下さい。
- ・小社ホームページまたは本誌巻末の注文書でもご注文いただけます。
ホームページでは、本誌に紹介されていないバックナンバーの
目次もご覧いただけます。

お問い合わせ・ホームページ

〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町2番30号
Tel. 03(5228)2050 営業部 eigyo@medicalview.co.jp
<https://www.medicalview.co.jp>

[ハートビュー]
**Heart
View**

循環器専門医のための
診る・識る・治す
2020年Vol.24 No.12
(11月増刊号)
令和2年11月1日発行

発行人 三澤 岳
編集人 吉田富生

発行 メジカルビュー社
〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町2番30号
電話 03(5228)2050 (代表)
FAX 03(5228)2059 (代表)
ホームページ <https://www.medicalview.co.jp>
E-mail heartview@medicalview.co.jp

©メジカルビュー社 2020 Printed in Japan

印刷：シナノ印刷株式会社

- ・本誌に掲載された著作物の複製権、翻訳・翻案権、二次的著作物利用権、上映権、データベースへの取り込みおよび公衆送信権(送信可能化権を含む)、譲渡権等は(株)メジカルビュー社が保有します。
- ・**JCOPY** 出版者著作権管理機構委託出版物
本誌の無断複製は著作権法上の例外を除き禁じられています。複製される場合は、そのつど事前に出版者著作権管理機構(電話 03-5244-5088 FAX 03-5244-5089 e-mail: info@jcopy.or.jp)の許諾を得てください。
- ・本誌をコピー、スキャン、デジタルデータ化するなどの複製を無許諾で行う行為は、著作権法上での限られた例外(「私的使用のための複製」など)を除き禁じられています。大学、病院、企業などにおいて、研究活動、診療を含み業務上使用する目的で上記の行為を行うことは私的使用には該当せず違法です。また私的使用のためであっても、代行業者等の第三者に依頼して上記の行為を行うことは違法となります。